令 和 8 年 3 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案

目　　次

番号	議 案 番 号	件　　名	ページ
1	議案第　１号	太田市教育委員会委員任命の同意について	1
2	議案第　２号	太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について	2
3	議案第　３号	太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について	3
4	議案第　４号	太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について	4
5	議案第　５号	太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について	5
6	議案第　６号	人権擁護委員候補者の推薦について	6
7	議案第　７号	令和７年度太田市一般会計補正予算（第８号）について	7（別冊）
8	議案第　８号	令和７年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について	
9	議案第　９号	令和７年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について	
１０	議案第１０号	令和７年度太田市介護保険特別会計補正予算（第３号）について	
１１	議案第１１号	令和７年度太田市下水道事業等会計補正予算（第３号）について	
１２	議案第１２号	令和８年度太田市一般会計予算について	8（別冊）
１３	議案第１３号	令和８年度太田市国民健康保険特別会計予算について	
１４	議案第１４号	令和８年度太田市後期高齢者医療特別会計予算について	
１５	議案第１５号	令和８年度太田市八王子山墓園特別会計予算について	
１６	議案第１６号	令和８年度太田市介護保険特別会計予算について	

番号	議 案 番 号	件　　名	ページ
１７	議案第１７号	令和８年度太田市太陽光発電事業特別会計予算について	８ （別冊）
１８	議案第１８号	令和８年度太田市下水道事業等会計予算について	
１９	議案第１９号	太田市事務分掌条例の一部改正について	９
２０	議案第２０号	太田市副市長の定数を定める条例の一部改正について	１１
２１	議案第２１号	太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	１２
２２	議案第２２号	太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	１５
２３	議案第２３号	太田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	１６
２４	議案第２４号	太田市行政手続条例の一部改正について	２０
２５	議案第２５号	太田市火災予防条例の一部改正について	２２
２６	議案第２６号	太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	２４
２７	議案第２７号	太田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	２５
２８	議案第２８号	太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	４１
２９	議案第２９号	太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について	４３
３０	議案第３０号	太田市保健センター条例の一部改正について	４４
３１	議案第３１号	太田市介護保険条例の一部改正について	４５
３２	議案第３２号	太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	５１
３３	議案第３３号	財産の取得について（ＬＥＤ照明器具一式）	５５

番号	議 案 番 号	件　　名	ページ
３４	議案第３４号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	５９
３５	議案第３５号	市道路線の廃止及び認定について	６２ （別冊）

議案第１号

太田市教育委員会委員任命の同意について

太田市教育委員会委員佐藤真太郎は、令和８年４月２７日任期満了になるため、その後任に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

１　住　　所
２　氏　　名
３　生年月日

議案第２号

太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

太田市固定資産評価審査委員会委員大島孝之は、令和８年４月２７日任期満了になるため、その後任に次の者を選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

１　住　　所
２　氏　　名
３　生年月日

議案第３号

太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

太田市固定資産評価審査委員会委員荒木清志は、令和８年４月２７日任期満了になるため、その後任に次の者を選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

１　住　　所
２　氏　　名
３　生年月日

議案第４号

太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

太田市固定資産評価審査委員会委員濵田正は、令和８年４月２７日任期満了になるため、その後任に次の者を選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

１　住　　所
２　氏　　名
３　生年月日

議案第５号

太田市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

次の者を太田市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和２５年法律第２２６号)第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

１　住　　所
２　氏　　名
３　生年月日

議案第６号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

１　住　　所
２　氏　　名
３　生年月日

議案第７号　令和７年度太田市一般会計補正予算（第８号）について
別冊

議案第８号　令和７年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について　別冊

議案第９号　令和７年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について　別冊

議案第１０号　令和７年度太田市介護保険特別会計補正予算(第３号)について　別冊

議案第１１号　令和７年度太田市下水道事業等会計補正予算(第３号)について　別冊

議案第１２号　令和８年度太田市一般会計予算について　別冊
議案第１３号　令和８年度太田市国民健康保険特別会計予算について　別冊
議案第１４号　令和８年度太田市後期高齢者医療特別会計予算について　別冊
議案第１５号　令和８年度太田市八王子山墓園特別会計予算について　別冊
議案第１６号　令和８年度太田市介護保険特別会計予算について　別冊
議案第１７号　令和８年度太田市太陽光発電事業特別会計予算について　別冊
議案第１８号　令和８年度太田市下水道事業等会計予算について　別冊

議案第１９号

太田市事務分掌条例の一部改正について

太田市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市事務分掌条例の一部を改正する条例

太田市事務分掌条例（平成１７年太田市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条第１号を次のように改める。

⑴　おおた未来戦略部

第１条中第１１号を第１２号とし、第２号から第１０号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　デジタル戦略部

第２条第２号中「企画部」を「おおた未来戦略部」に改め、同号ウ中「改革」を「経営」に改め、同号中オを削り、カをオとし、同条中第１２号を第１３号とし、第３号から第１１号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　デジタル戦略部

ア　情報政策に関する事項

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（太田市総合計画審議会条例の一部改正）

２　太田市総合計画審議会条例（平成１７年太田市条例第７号）の一

部を次のように改正する。

第６条中「企画部」を「おおた未来戦略部」に改める。

（太田市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

３　太田市特別職報酬等審議会条例（平成１７年太田市条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第６条中「企画部」を「おおた未来戦略部」に改める。

議案第２０号

太田市副市長の定数を定める条例の一部改正について

太田市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

太田市副市長の定数を定める条例（平成１９年太田市条例第１号）の一部を次のように改正する。

本則中「１人」を「２人」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第２１号

太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　太田市一般職の職員の給与に関する条例（平成１７年太田市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項第１号中「第５項」を「第６項」に改め、同項第２号中「次に掲げる交通用具の使用距離の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「６６，４００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからソまでを削り、同条第３項中「第５項」を「第６項」に改め、同条第９項を同条第１０項とし、同条第８項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第９項とし、同条第７項を同条第８項とし、同条第６項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第７項とし、同条第５項中「及び」を「、」に、「その合計額）の」を「その合計額）及び前項第１号に定める額の」に、「前３項」を「第２項から前項まで」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第１号及び第９項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、５，０００円を超えない範囲内で１箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

⑵　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前３項の規定による額

（太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和４年太田市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「この条例による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削る。

附則第６項から第８項までの規定中「新給与条例」を「太田市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

附則第９項中「、第２項、第４項及び第６項から第８項まで、第１３条、第１４条並びに新給与条例第５条第３項及び第５項」を「から第８項まで、第１３条及び第１４条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太田市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「第９項」を「第１０項」に改める。

議案第２２号

太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

太田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１７年太田市条例第６７号）の一部を次のように改正する。

第４条中「特殊勤務」の次に「(緊急消防援助隊手当の支給対象となる特殊勤務を除く。)」を加える。

別表救急救命士業務手当の部を削り、同表に次のように加える。

救急業務手当	救急業務に従事した消防職員で救急救命士のみが行うことができる救急救命処置を実施したもの	１回　７００円
	前項の救急救命処置を実施した消防職員以外の消防職員で救急業務に従事したもの	１回　２００円
機関員業務手当	緊急自動車を運転し、災害現場に到着した消防職員（救急業務は除く。）	１回　２００円

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第２３号

太田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

太田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

太田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１７年太田市条例第２７８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

太田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第１条中「市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資すること」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第１６条第１項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和３年法律第３５号）第２条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民

生活の向上に寄与すること」に改める。

第２条第１号中「(告示を含む。)」を削り、同条第４号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第７号から第１０号までの規定中「法令又は」を削る。

第３条第４項中「氏名」を「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。第８条において同じ。）の利用その他の氏名」に改め、同条に次の２項を加える。

５　第１項の場合において、市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって市の機関が定めるものをもって当該手数料の納付に代えさせることができる。

６　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として市の機関が定める場合には、当該市の機関が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第２項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第６項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第５項までにおいて同じ。)」とする。

第４条に次の１項を加える。

５　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事

情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として市の機関が定める場合には、当該市の機関が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第２項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第５項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第４項までにおいて同じ。）」とする。

第９条を第１１条とする。

第８条中「、少なくとも毎年度１回」を削り、「公表する」を「随時公表する」に改め、同条を第１０条とし、第７条を第９条とし、第６条の次に次の２条を加える。

（適用除外）

第７条　次に掲げる手続等については、第３条から前条までの規定は、適用しない。

⑴　手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市の機関が定めるもの

⑵　手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項又は前条第１項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第８条　申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の市の機関が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ当該市の機関が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２４号

太田市行政手続条例の一部改正について

太田市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市行政手続条例の一部を改正する条例

太田市行政手続条例（平成１７年太田市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１５条第３項中「その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項同号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の１項を加える。

４　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第１６条第１項中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第２２条第３項中「第１５条第３項」を「第１５条第３項及び第４項」に、「同条第３項」を「同条第３項及び第４項」に、「「掲示を始めた日から２週間を経過したとき」」を「同項中「とき」」に、「掲示を始めた日から２週間を経過したとき（」を「とき（」に、「掲示を始めた日の翌日」を「当該措置を開始した日の翌日」に改める。

第２９条中「第１５条第３項及び」の次に「第４項並びに」を加え、「「同項第３号」を「同条第４項中「第１項第３号」に、「同条第３号」を「第２８条第３号」に、「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に、「第１５条第３項後段」を「第１５条第４項後段」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年５月２１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の太田市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第１５条第３項及び第４項（これらの規定を改正後の条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第２５号

太田市火災予防条例の一部改正について

太田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市火災予防条例の一部を改正する条例

太田市火災予防条例（平成１７年太田市条例第２４５号）の一部を次のように改正する。

第７条の２の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第１項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第２号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第２項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第７条の３とし、第７条の次に次の１条を加える。

（簡易サウナ設備）

第７条の２　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

⑴　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

⑵　簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けるこ

と。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

２　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号、第１０号から第１４号まで及び第１７号から第１８号の３まで、第２項第６号、第３項並びに第４項を除く。）及び第５条第１項の規定を準用する。

第２９条の７第１項第１号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第４４条第６号の次に次の１号を加える。

⑹の２　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第４４条第７号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附　則

この条例は、令和８年３月３１日から施行する。

議案第２６号

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年太田市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

スポーツ推進委員		年額	７２，０００円
特別職報酬等審議会	会長	日額	９，０００円
	委員	〃	８，０００円

」

を

「

スポーツ推進委員		〃	４，０００円
特別職報酬等審議会	会長	〃	９，０００円
	委員	〃	８，０００円

」

に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第２７号

太田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

太田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
第１節　利用定員に関する基準（第３条）
第２節　運営に関する基準（第４条－第３２条）
第３章　雑則（第３３条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第５４条の３において準用する法第４６条第３項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第３０条の２０第１項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第２条　特定乳児等通園支援事業者（法第５４条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第３０条の１４に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設及び法第２９条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

第３条　特定乳児等通園支援事業者は、１時間当たりの利用定員（法

第５４条の２第１項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第３０条の１６に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して１月当たりの利用定員を定めるものとする。

第２節　運営に関する基準

（面談）

第４条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第１９条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第１２条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、第１項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第５条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者

（法第３０条の１５第３項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第５４条の３において準用する法第５４条第１項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第７条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第３０条の１５第３項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第２８条の２４各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第８条　特定乳児等通園支援事業者は、法第３０条の１５第１項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第９条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第５６条第１項に規定する教育・保育等をいう。）

の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第１０条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第２７条第１項に規定する特定教育・保育及び法第２９条第１項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第１１条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第１２条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第３０条の２０第５項（法第３０条の２１第３項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第３０条の２０第３項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

⑴　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

⑵　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

⑸　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

４　特定乳児等通園支援事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、第２項及び第３項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第３項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第１３条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係

る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第１４条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第１５条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第１６条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第１７条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第１８条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第１９条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第２２条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

⑵　その提供する特定乳児等通園支援の内容

⑶　職員の職種、員数及び職務の内容

⑷　特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

⑸　第１２条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

⑹　第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員

⑺　特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

⑾　その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第２０条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第２１条　特定乳児等通園支援事業者は、第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第２２条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第１２条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第２３条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第１２条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第２４条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第２５条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第２６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければ

ならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第２７条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第５９条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第２８条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援

に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第３０条の１３において準用する法第１４条第１項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第２９条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第３０条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

⑶　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やか

に市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第３１条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第３２条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　第１４条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

⑵　第１１条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

⑶　第１８条の規定による市への通知に係る記録

⑷　第２８条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　第３０条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第３３条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、

書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備え

られたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第２項から第５項までの規定は、この条例の規定による書面等に

よる同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第２８号

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年太田市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１０条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「条件」を「要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１１条の見出し及び同条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１４条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１７条第６号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第７号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第１９条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第２１条第３項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項又は第２９条第１項の確

認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第２３条の次に次の１条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第２３条の２　子ども・子育て支援法第３０条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前２条の規定は適用しない。

第２７条後段を削る。

第２８条中「乳児等通園支援事業者及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第２９号

太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について

太田市保育士修学資金貸付条例の一部を次のように改正する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例

太田市保育士修学資金貸付条例（平成２９年太田市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和８年３月３１日」を「令和１１年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、令和８年３月３１日から施行する。

議案第３０号

太田市保健センター条例の一部改正について

太田市保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市保健センター条例の一部を改正する条例

太田市保健センター条例（平成１７年太田市条例第１７２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表藪塚本町保健センターの項を削る。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第３１号

太田市介護保険条例の一部改正について

太田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市介護保険条例の一部を改正する条例

太田市介護保険条例（平成１７年太田市条例第１７１号）の一部を次のように改正する。

附則第６条の次に次の２条を加える。

（令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第７条　第１号被保険者（令和８年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、令和８年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第２９４条第３項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第１項において同じ。）のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第２８条第１項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が５５万１，０００円以上６５万１，０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第８条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア及び第１５号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）

第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に令和７年中の同条第１項に規定する給与等の収入金額から５５万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

２　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が６５万１，０００円以上１６１万９，０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第８条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア及び第１５号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の

２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に１０万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

３　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が１６１万９,０００円以上１９０万円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第８条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア及び第１５号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいい、当該合

計所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に６５万円から令和７年給与所得控除額（令和７年中の所得税法第２８条第１項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和８年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第８条　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第８条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第１号に掲げる者に該当し、かつ、第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

⑴　令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和８年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、令和８年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第２９４条第３項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

⑵　地方税法第２９５条第１項第２号に掲げる者に該当し、かつ、令和８年度分の同法の規定による市民税が課されていない者で

あって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が５５万１，０００円以上６５万１，０００円未満であり、かつ、１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から５５万円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が６５万１，０００円以上１６１万９，０００円未満であり、かつ、１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が１０万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が１６１万９，０００円以上１９０万円未満であり、かつ、１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、６５万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５（以下「別表第５」という。）の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

⑶　地方税法第２９５条第１項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和８年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が５５万１，０００円以上６５万１，０００円未満であり、かつ、地方税法第２９５条第３項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から５５万円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が６５万１，０００円以上１

６１万９，０００円未満であり、かつ、地方税法２９５条第３項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が１０万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が１６１万９，０００円以上１９０万円未満であり、かつ、地方税法第２９５条第３項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、６５万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第５の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

２　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第８条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者が前項第１号に掲げる者に該当し、かつ、同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第１号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第３２号

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１７年太田市条例第２１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

新田大地区地区計画	太田都市計画新田大地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
出塚粕川安養寺地区地区計画	太田都市計画出塚粕川安養寺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第２に次のように加える。

新田大地区地区整備計画区域	全域	１　カラオケボックスその他これに類するもの ２　廃棄物処理法第２条第２項に規定する一般廃棄物又は第４項に規定する産業廃			１，０００平方メートル（ただ			

		棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。） ３　風営法第２条第１項、第６項から第１１項まで及び第１３項のいずれかに規定する営業の用に供するもの（前２項及び法別表第２（わ）項に規定されるものを除く。）			し、公共の用に供するものについては、この限りでない。）			
出塚粕川安養寺地区地区整備計画区域	A地区	１　住宅 ２　共同住宅、寄宿舎又は下宿 ３　物品販売業を営む店舗又は飲食店 ４　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第１３０条の６の２に規定する運動施設 ５　カラオケボックスその他これに類するもの ６　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、			１，０００平方メートル（ただし、公共の用に供するものについては、この			３１メートル

		場外車券売場その他これらに類するもの 7　図書館、博物館その他これらに類するもの 8　神社、寺院、教会その他これらに類するもの 9　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの １０　自動車教習所 １１　廃棄物処理法第２条第２項に規定する一般廃棄物又は第４項に規定する産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。） １２　風営法第２条第１項、第６項から第１１項まで及び第１３項のいずれかに規定する営業の用に供するもの（前各項及び法別表第２（を）項に規定されるものを			限りでない。）			

		除く。）						
	Ｂ地区	Ａ地区で建築できないもの（第３項に掲げるものを除く。）						

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第３３号

財産の取得について

次のとおり太田市庁舎ほか３９施設のＬＥＤ照明器具一式を取得するものとする。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

１ 取 得 財 産	太田市庁舎ほか３９施設ＬＥＤ照明器具一式
２ 取得の目的	全ての蛍光ランプが製造終了となることに伴い、ＬＥＤ照明器具へ早期転換を図り、光熱水費の削減と脱炭素化を推進するため
３ 取得予定価格	５６８，５２４，０００円
４ 取得の方法	所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡による
５ 契約の方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
６ 契約の相手方	群馬県高崎市新保町３３９番地５ 大和リース株式会社　群馬支店 支店長　島　本　貴　生

財産の取得について附属資料

１　取得財産の概要

施設名称	器具台数 （台）	取得予定価格 （円）
太田市庁舎	３，０３２	１１１，８８３，２００
太田公民館東別館	７９	２，５０８，０００
沢野行政センター	１６５	６，５７３，６００
強戸行政センター	３６４	１６，９６２，０００
強戸ふれあいセンター	２３０	８，５５３，６００
休泊行政センター	７５５	２６，０５６，８００
宝泉行政センター	４５８	２５，３１７，６００
世良田生涯学習センター	２５６	１２，７１１，６００
綿打行政センター	４３８	１８，９９４，８００
藪塚本町庁舎	５８５	２４，１５６，０００
駅なか文化館	１７７	６，４２８，４００
第一老人福祉センター	３６０	１３，５０３，６００
高齢者総合福祉センター	２０３	７，２９９，６００
老人福祉センターかたくりの里	２３１	１１，０８８，０００
老人福祉センター藪塚いこいの湯	１５７	８，３１６，０００
養護老人ホーム	４７２	１４，９１６，０００
児童センター	６６	５，６７６，０００
強戸児童館	９６	４，８８４，０００

休泊児童館	７４	５，３４６，０００
宝泉児童館	５４	５，９４０，０００
毛里田児童館	６４	５，４６４，８００
木崎児童館	８１	５，９４０，０００
綿打児童館	１２１	６，２０４，０００
藪塚本町児童館	１６０	５，９４０，０００
こども館	１８６	１０，９６９，２００
太田市保健センター	５４８	１９，３９０，８００
藪塚本町保健センター	２３４	９，８８６，８００
太田市総合健康センター	１５０	４，６２０，０００
道の駅おおた交流センター	１１０	５，２８０，０００
エアリスアグリ	７１	９５０，４００
まちかどふれあい館	１０５	３，１６８，０００
花と緑の課事務所	１０３	３，８２８，０００
消防本部/中央消防署	１，３４０	６２，４２２，８００
中央消防署沢野分署	８９	５，９４０，０００
東部消防署	３１１	１３，４６４，０００
東部消防署九合分署	２３３	１１，３２５，６００
西部消防署藪塚分署	２３１	１３，１０７，６００
ボランティアセンター	３３５	１２，０１２，０００
縁切寺満徳寺資料館	１９９	１１，２５９，６００
史跡金山城跡ガイダンス施設	４２８	２０，２３５，６００

合計	１３，３５１	５６８，５２４，０００

２　取得予定日　契約締結の日から令和１０年２月２９日までの間にＬＥＤ照明器具を設置し、完了した施設から順次賃貸借を始め、それぞれ１０年を経過した日

議案第３４号

財産の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するものとする。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

１	取 得 財 産	消防ポンプ自動車　２台
２	取得の目的	消防団の消防装備の充実強化を図るため
３	取得予定価格	４６，８６０，０００円
４	取得の方法	指名競争入札
５	契約の相手方	茨城県古河市幸町１番４５号 小池株式会社 代表取締役　小　池　昌　平

財産の取得について附属資料

1　取得財産の概要

項　　目	内　　容
車両の種類	消防ポンプ自動車
車両総重量	５．０ｔ未満
エンジン	水冷直列ディーゼルエンジン
総排気量	４．００Ｌ以上
最高出力	１３０ＰＳ以上
積載品	救助資機材、救急資機材、手動式ホースカー、ＬＥＤ発電照明装置、ドライブレコーダー等
仕　　様	シャシ：日野デュトロ消防シャシ キャブ：４ドアダブルキャブハイルーフ型二輪駆動方式 ポンプ：Ａ－２級二段バランスタービンポンプ 規格放水性能：０．８５ＭＰａにおいて放水量毎分２．６㎥以上

2　契約履行期間

契約締結の日から

令和９年３月３１日まで

3　配置先

太田市消防団

第５分団第２部（鳥山下町）

第１４分団第１部（新田大根町）

4　指名競争入札指名業者

ジーエムいちはら工業株式会社
株式会社モリタ東京支店（予定価格超過）
温井自動車工業株式会社（予定価格超過）
株式会社ナカムラ消防化学東京営業所
小池株式会社
株式会社佐藤工業所（予定価格超過）
株式会社河田自動車（辞退）
日本機械工業株式会社本社営業部（予定価格超過）
長野ポンプ株式会社東京営業所

議案第３５号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項及び第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年２月１６日提出

太田市長　穂　積　昌　信

廃止路線

番号	整理番号	路　線　名	起　点 終　点	重要な経過地
1	1-34	1級34号線	太田市 龍舞町2021番1　地先 太田市 龍舞町5364番　地先	な し
2	2-72	2級72号線	太田市 尾島町350番1　地先 太田市 尾島町203番1　地先	な し
3	15-1031	太田下小林町1031号線	太田市 下小林町317番12　地先 太田市 下小林町101番1　地先	な し
4	43-171	藪塚本町第三171号線	太田市 大久保町214番65　地先 太田市 大久保町214番153　地先	な し

認定路線

番号	整理番号	路　線　名	起　点 終　点	重要な経過地
1	1-34	1級34号線	太田市 龍舞町5336番1 地先 太田市 龍舞町5364番 地先	な し
2	12-1495	太田飯塚町1495号線	太田市 飯塚町1054番5 地先 太田市 飯塚町1054番14 地先	な し
3	12-1496	太田古戸町1496号線	太田市 古戸町255番8 地先 太田市 古戸町617番1 地先	な し
4	12-1497	太田古戸町1497号線	太田市 古戸町294番 地先 太田市 古戸町289番2 地先	な し
5	12-1498	太田飯塚町1498号線	太田市 飯塚町52番12 地先 太田市 飯塚町52番17 地先	な し
6	15-1031	太田下小林町1031号線	太田市 下小林町317番12 地先 太田市 下小林町101番1 地先	な し
7	21-796	新田東西796号線	太田市 新田木崎町201番5 地先 太田市 新田木崎町201番3 地先	な し
8	44-697	藪塚本町第四697号線	太田市 大原町178番1 地先 太田市 大原町178番1 地先	な し